



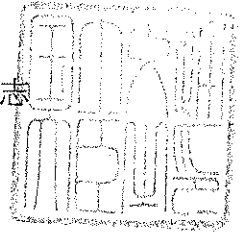
国海総第72号  
平成24年5月18日

交通政策審議会

会長 佐和隆光 殿

国土交通大臣

前田 武志



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法第55条第5項の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第151号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法第55条第5項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

## 船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所	事業所数
山二マリン 株式会社	愛媛県松山市北条辻 1 3 4 0 番地 2	1